

2 居場所の開設日程等

①居場所の開設日程について	
(1) 確認事項（確認済の項目にレ点チェックすること）	
<input type="checkbox"/>	居場所の開設時間は、全ての予定日において3時間以上を設定している。
<input type="checkbox"/>	居場所の開設予定日は、月1回以上かつ年間24回以上となっている。
<input type="checkbox"/>	居場所は、定期的な開設となるよう、努めている。
(2) 具体的なスケジュールについて ※当項目は運営計画書などの任意様式の提出で代替することが可能	
【基本開設日】	
<input type="checkbox"/>	毎週・第 曜日 午前・午後 時～午前・午後 時
<input type="checkbox"/>	毎週・第 曜日 午前・午後 時～午前・午後 時
【その他開設日】（基本開設日以外に開設する日付・時間を記載）	
<input type="checkbox"/>	月 日 午前・午後 時～午前・午後 時
<input type="checkbox"/>	月 日 午前・午後 時～午前・午後 時
(3) 居場所の年間開設日数	日

3 居場所の従事体制

①責任者	(1) 役職・氏名	
	(2) 緊急時連絡先	
②会話見守り 専門員の 配置	(1) 配置人数	人
	(2) 当専門員を必要とする利用者に対する配慮・支援について	
③その他、配置する者の役割、人数など		
④事件、事故、災害など居場所において緊急事態が発生した際の対応について		

4 居場所の施設開設費用について

※ 開設初年度に限ります。2年目以降は記載するはありません。

備品購入・ 改修・修繕 等について	(1) 具体的内容		
	(2) 費用		円

5 居場所の広報活動等について（「1-⑩・広報活動」のほかに実施するもの）

※ 広報活動費用を交付申請しない場合、記載する必要はありません。

交付要綱 第3条 (2) カ について	(1) 具体的内容		
	(2) 費用		円
	(3) 目標・期待 される効果		

6 その他

確認 事項	当てはまるものにレ点チェック		
	この実施計画書に基づき実施する居場所の設置及び運営については、宇都宮市または宇都宮市関連団体からの他の補助金等が交付されていないことを確認しています。		<input type="checkbox"/>
	居場所開設中の事故に備え、利用者の受入開始前までに賠償責任保険への加入など、必要措置を講じます。		<input type="checkbox"/>
	居場所の利用者のうち、適切な支援につなぐ必要があると思われる者を把握した場合は、エールUなどの相談窓口の紹介や支援機関との連携を図るほか、必要に応じて市に情報提供を行います。		<input type="checkbox"/>